

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立希望が丘野外活動センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和 45 年 滋賀県条例第 31 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。(別表関係)
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略		本則および付則 省略	
別表（第5条、第14条関係）		別表（第5条、第14条関係）	
区分	金額	区分	金額
キャンプ施設	円 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。） 1人1泊につき <u>400</u>	円 キャンプ施設	円 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。） 1人1泊につき <u>430</u>
	同 <u>460</u> 高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）		同 <u>490</u> 高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）
	同 <u>660</u> その他の者		同 <u>710</u> その他の者
会議室	1時間につき <u>290</u>	会議室	1時間につき <u>310</u>
多目的室	同 <u>600</u>	多目的室	同 <u>640</u>
集会室	同 <u>370</u>	集会室	同 <u>400</u>
クラフト室	同 <u>290</u>	クラフト室	同 <u>310</u>

ロジ	児童等	1人1泊につき <u>460</u>
	生徒等または25歳未満の青少年	同 <u>660</u>
	その他の者	同 <u>1,060</u>

注1から注6まで 省略

ロジ	児童等	1人1泊につき <u>490</u>
	生徒等または25歳未満の青少年	同 <u>710</u>
	その他の者	同 <u>1,130</u>

注1から注6まで 省略